

水上バイクレンタル契約書および承諾書

本契約は、貸主(以下「当社」という)と借主(以下「契約者」という)の間における、水上バイクレンタルの条件および契約者の責任を明確にすることを目的とし、以下の条項に基づき締結されるものとする。契約者は、本契約の内容を十分に理解し、これを遵守することに同意したうえで、本契約を締結するものとする。

第1条(契約の対象者)

- 1.本契約に基づき水上バイクを操縦できる者は、契約者本人に限るものとし、第三者への貸与または使用を禁止する。
- 2.契約者は、本契約締結時に有効な運転免許証を提示し、その写しを当社に提出するものとする。
- 3.免許証未提示または無免許の者が操縦した場合、本契約は即時解除とする。

第2条(安全管理義務)

- 1.契約者および同乗者は、乗船中、常にライフジャケットを正しく着用するものとする。
- 2.契約者は、水上バイクの操縦に際し、関係法令を遵守し、安全運航に努めなければならない。
- 3.契約者は、水上で発生した事故・損害について、すべて自己の責任において処理し、当社に対し一切の責任を追及しないものとする。
- 4.破損、水没、人身事故、対物事故等の発生により当社または第三者に損害が生じた場合、契約者はこれを賠償する責を負うものとする。

第3条(禁止事項)

契約者は、以下の行為を行ってはならない。

1. 飲酒運転、危険運転その他の法令に違反する行為。
2. 他の船舶への接近、並走、競争行為。
3. 対岸、ホテル、民家方面への走行、および岸から200メートル以内での最徐行義務違反、空ぶかし運転、蛇行運転。
4. 水上バイクの損傷(ポンプ、インペラ、ボディ、ハル、異物混入による破損を含む)を発生させた場合、契約者は当社の指示に従い、修理費用を全額負担するものとする。
5. レンタル艇を契約者以外の者が操縦すること。契約者以外の操縦による事故・トラブルについても、契約者が全責任を負うものとする。
6. 水上バイクの損傷・故障を発見した場合、契約者は直ちに当社へ報告し、指示に従わなければならない。

第4条(使用条件)

1. 契約者は、当社が提供する燃料のみを使用するものとし、外部からの燃料持ち込みを禁止する。
2. トーイングチューブその他の付属装置の持ち込みおよび使用は禁止する。
3. 天候その他の不可抗力により当社がレンタルの継続が困難と判断した場合、契約者は直ちにレンタルを中止しなければならない。なお、この場合、レンタル料の返金は行わない。

第5条(契約違反時の措置)

1項 契約者が以下のいずれかの行為を行った場合、レンタル契約は直ちに解除され、契約者は

水上バイクの返還および施設からの退去を命じられるものとする。この場合、レンタル料および補償金の返金を行わない。

1. 無免許運転
2. ライフジャケットの未着用
3. 水上バイクの損傷事故

2項 契約者が以下の行為を行った場合、レンタルは即時中止され、レンタル料の返金が行われない。

1. 3人以上の乗船
2. 2回以上の転覆
3. 契約時に免許を提示していない者の操縦(免許保持者であっても契約が未締結の場合を含む)
4. 走行範囲外での操縦

第6条(契約者の責任および賠償義務)

1. 契約者の責によりレスキューが必要となった場合、契約者は当社に対し、別途レスキュー費用を支払うものとする。
2. 契約者の責により事故・故障等が発生し、修理が必要となった場合、契約者は修理費用の全額を負担するものとする。
3. 修理期間中に当社が被る営業損失についても、契約者は営業補償料として一定額 (修理日数1日あたり 40,000円・60,000円・80,000 円(税込))を負担するものとする。

第7条(禁止対象者)

当社は、以下のいずれかに該当する者に対し、水上バイクのレンタルを拒否することができるものとする。

1. 本契約および承諾書の内容を十分に理解できない者。
2. 暴力団員、その他の反社会的勢力に属する者又、威圧的な態度や素行の悪い方。

第8条(契約の締結)

1. 契約者は、本契約書および承諾書の内容を十分に理解し、これに同意したうえで、本契約を締結するものとする。

以上、本契約の内容を確認し、遵守することを誓約いたします。

契約者署名(自署): _____

契約者住所: _____

契約者電話番号: _____

契約日: _____年____月____日

貸主(当社): _____

担当者署名: _____